

2024 年度 神戸市防犯カメラ設置補助事業 【募集要項及び利用の手引き】

※本書は、補助事業を適切に利用していただくための手引きです。

応募をご検討の際には、必ずご一読ください。

募集期間

2024 年 4 月 1 日(月曜)～6 月 28 日(金曜)（※必着）

お知らせ

本市では、これまで神戸市カメラ（市直営カメラ）を約 2,500 台設置し、管理・運用を行ってきましたが、2024 年度より 3 カ年計画で、さらに約 2,500 台を増設する予定です。

これに伴い、防犯カメラ補助事業については、①新規設置補助の 2024 年度限りでの終了、②更新設置補助、修繕費補助の 2025 年度以降の制度見直しを現在のところ予定しています。詳細は決まり次第お知らせいたします。

2024年度神戸市防犯カメラ設置補助事業 募集要項

事業の目的

地域における防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取り組みを支援するため、自治会などの地域団体が行う防犯カメラの設置に要した経費の一部に対して補助します。この事業における防犯カメラとは、**犯罪の予防を目的として常設する映像撮影機器**であって、映像の記録機能があるもののことと言います。

募集期間

2024年4月1日（月曜）から6月28日（金曜）まで（※必着）

補助額

- (1) 既存の建物や施設等にカメラを設置する場合 1カ所目 ⇒ 12万円（上限）
2カ所目以降 ⇒ 1カ所あたり8万円（上限）
- (2) 自立柱(ポール)を建設し、カメラを設置する場合 ⇒ 上記に3万円（上限）を加算

※1カ所とは、独立した防犯カメラシステム一式をいいます。

複数台の防犯カメラをレコーダー1台に接続する場合は、1カ所となります。

応募上限数

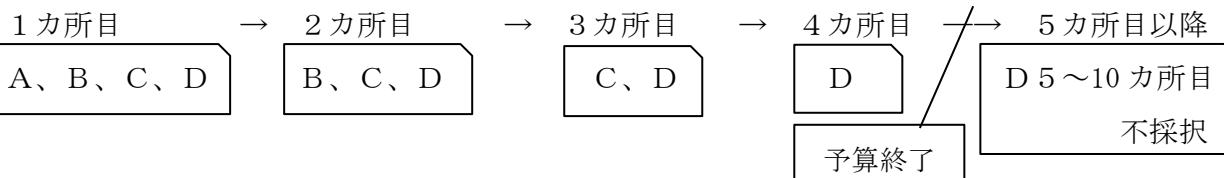
1団体あたり上限10カ所

※ 募集期間終了後、補助採択を行います。予算（約160カ所）を超える応募があった場合は、まず、全ての地域団体に補助が行き渡るよう、各地域団体が設定した優先順位1位の箇所に対して採択を行います。その後、2カ所目以降についても同様に、予算の範囲内において優先順位に基づき順番に採択を行います。採択決定は8月中を予定しています。

- 採択決定後の取下げはできません。採択決定箇所は必ず設置していただきますので、応募前に十分協議を行ってください。
- 補助採択後の優先順位変更はできませんので、ご注意ください。

例 予算10カ所分に対して18カ所の応募があった場合

応募数：A団体1カ所、B団体2カ所、C団体5カ所、D団体10カ所



応募に必要な書類

- 神戸市防犯カメラ設置補助事業応募書
- 収支予算書
- 防犯カメラ設置補助事業計画報告書
- 調査票
- 見積書のコピー（カメラ、レコーダー等の購入費、設置工事費）
- 仕様書のコピー（カメラ、レコーダーの機能要件を有することが分かること）
- 地域合意書及び維持管理誓約書
- 地域安全マップ（危険箇所について検討がなされた結果を示す図面）
- 写真（防犯カメラの設置場所・撮影想定画像を撮影したもの）
- 防犯カメラ等管理運用規定
- 応募団体規約のコピー
- 応募団体役員名簿のコピー

応募方法

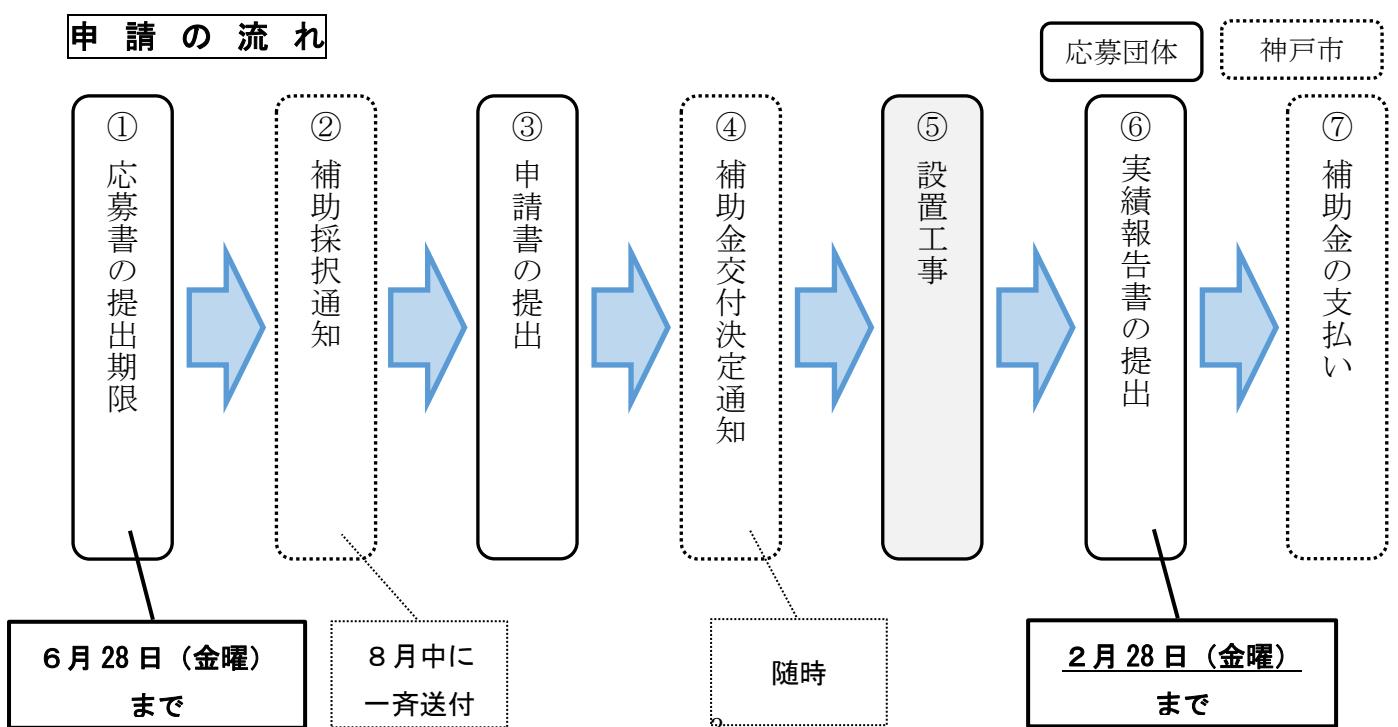
- ・所定の応募書及び関係書類を作成し、危機管理室へ郵送又は持参にて提出してください。

提出先：〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市危機管理室 防犯対策担当

- ・応募書等の様式は、神戸市ホームページよりダウンロードできます。
（※郵送をご希望の場合は危機管理室までご連絡ください。）

神戸市 防犯カメラ 検索

申請の流れ



補助対象団体

地域における継続的な自主防犯活動の実績があり、今後の防犯活動が見込まれる団体

以下に掲げるすべての要件を満たす地域団体であること

- (1)一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること
- (2)活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること
- (3)活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること
- (4)規約や代表者を決めていること

補助対象経費

- (1) 映像撮影機器（カメラ）、映像表示機器（モニター）、映像記録機器（ハードディスクレコーダー等）又はその他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費
- (2) 上記機器の取付け又は設置工事に要する経費
- (3) 防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに設置工事に要する経費

Q カメラの機能要件（レコーダー内蔵型は、下記レコーダーの機能要件も満たすこと）

以下に掲げるすべての要件を満たすカメラであること

- ①カメラの有効画素数が38万画素以上であること
- ②カラー画像であること（夜間撮影時を除く）
- ③作動時間が1日24時間であること
- ④夜間も人物等が識別できる撮影機能（被写体最低照度0.1Lux以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨）があること
- ⑤屋外用として使用できる防雨機能があること

Q レコーダーの機能要件

以下に掲げるすべての要件を満たすカメラであること

- ①記録時間が1日24時間及び7日間以上であること
- ②記録間隔が1秒間に4コマ（4FPS）以上であること
- ③38万画素（720×480画素）以上での記録ができること
- ④外部記録媒体に画像が記録できる機能があること

Q 防犯カメラ設置の表示

防犯カメラの設置場所に撮影している旨と設置者を明示すること

- ・犯罪を抑止する効果を高めるとともに、プライバシー保護の観点からも必ず防犯カメラで撮影している旨と設置者を明示してください。



補助対象期間

補助金交付決定後の工事かつ 2025年2月28日（金曜）までに実績報告・補助金請求の提出がされる事業

※交付決定前の時点で設置工事に着手されると、補助を受けられない場合があります。

※提出期限までに報告書等の提出がない場合、補助金交付決定を取り消すことがあります。

地域の合意

防犯カメラの設置及び維持管理等について地域団体の合意があること

設置許可

防犯カメラ設置場所の所有者等の承諾・許可があること

撮影場所

以下に掲げるすべての要件を満たす撮影場所であること

- ① 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の場所であること
- ② 撮影画像の概ね2分の1以上の面積を公共の場所が占めること
- ③ 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、事業所等）の管理目的と認められるものではないこと
- ④ 公有財産（自治会館等）の管理目的と認められるものではないこと

管理運用規定の制定

以下に掲げるすべての事項を含む防犯カメラ等管理運用規程が定められていること

- ① 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務
- ② 「撮影していること」及び「設置者の名称」の明示
- ③ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法
- ④ 記録した映像の利用・提供の制限
- ⑤ 苦情処理対応
- ⑥ その他防犯カメラの運用に関すること

情報流出防止措置

以下に掲げる事項の情報流出防止措置がとられていること

- ① 固定や施錠設備によるレコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置をとること
- ② ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録映像の流出防止措置をとること

その他留意事項

地域の合意について … 防犯カメラの撮影に関する地域の合意を必ず取得すること

- ・防犯カメラを設置する際は、個人のプライバシーに対する配慮が必要です。防犯カメラの設置について必ず住民に説明し、各団体の総会や役員会などで、地域住民の合意を得た上で応募してください。
- ・特に撮影範囲に住宅棟が含まれる方に対しては撮影について個別に説明し、同意を得るようにしてください。
（後に住民間でトラブルにならないよう書面による同意をおすすめします。）
- ・設置の同意を得られない場合は応募できません。

設置場所の許可について … 設置場所の許可を得るために、必ず事前に相談をすること

- ・設置場所が私有地の場合は、その所有者と事前に相談し、許可を得てください。
- ・設置場所が道路や公園の場合は、下記の建設事務所に必ず事前に相談してください。事前に相談がない場合、決定通知後に設置許可申請をしても、受付できない場合があります。
- ・なお、街路灯は、防犯カメラ等の物件を添加することを前提に設計製作していないなど、安全性和耐久性の面から、原則として取り付けを許可していません。

該当区	所管事務所	電話番号
東灘区・灘区	東部建設事務所	854-2191
中央区・兵庫区	中部建設事務所	511-0515
北区	北建設事務所	981-5191
長田区・須磨区	西部建設事務所	742-2424
垂水区	垂水建設事務所	707-0234
西区	西建設事務所	912-3750



実績報告書の提出期限について

事業完了日から30日以内または2025年2月28日（金曜）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書等の必要書類の提出（※必着）をお願いします。提出期限までに報告書等の提出がない場合、補助金交付決定を取り消すことがあります。

補助金の支払いについて

補助事業実績報告書等を審査のうえ、当該事業が交付決定の内容及び条件に適合すると認められるときは補助金額を確定し、申請団体からの補助金請求書に基づき指定口座への振込により補助金を支払います。補助金の支払いは実績報告後の精算払いとします。

補助対象外となるものについて

以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助対象外となります。

- ① 既存設備の撤去に要する経費
- ② 土地造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費
- ③ 防犯カメラシステム維持管理（賃貸費を含む）に要する経費
- ④ 地域団体自らが行う作業にかかる人件費
- ⑤ 市や県が過去に補助した同一箇所（同一システム）への補助事業
- ⑥ 市の他の制度で対応が可能と判断される事業

採択・交付決定の取り消し、補助金の返還について

以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金交付申請団体としての採択の取消し、補助金交付決定の取消し、補助金の返還を求める場合があります。

- ① 神戸市防犯カメラ設置補助金要綱の規定に反する場合
- ② 提出期限までに補助事業の審査に必要な書類が提出されない場合
- ③ 本事業により補助を受ける事業と同一の事業について、市から重複して補助を受けた場合
- ④ 補助金交付決定前に着工した場合（事前着手許可を受けたものを除く）
- ⑤ 防犯カメラ等管理運用規程が遵守されない場合



よくあるお問い合わせ

問1. 1カ所とは？

この補助制度での「1カ所」とは、ある場所に設置した単一のシステムをいいます。例えば、ある場所で撮影方向の異なる2台の防犯カメラを設置し、1台のレコーダーに接続する場合は1カ所となります。

問2. 防犯カメラの設置場所は？

まずは既存の建物や施設等にカメラを設置することを検討してください。電柱は、設置許可取得まで数か月必要な場合や、道路拡張工事等で撤去が必要になる場合があります。効果的な設置場所や箇所数等については、管轄警察署に相談してください。

問3. 設置業者を教えてほしい

特定の業者は紹介しておりません。お近くの電器店か家電量販店にお問い合わせください。なお、市内の電器店については、NPO法人兵庫県防犯設備協会のホームページ内にて会員名簿を閲覧することができますので、そちらを参考にしてください。

問4. 設置費用はどのくらいかかるのか？

設置業者やカメラの機種、設置形態等によって費用が変わります。設置業者を選定する場合は、2～3社以上で見積もり合わせをし、費用が高すぎないか確認することをおすすめします。設置業者の決定は、地域団体内でよく話し合ってください。

問5. 防犯カメラの管理はだれが行うのか？

防犯カメラの設置、運用、管理はすべて設置した地域団体の責任で行っていただきます。なお、基本的には、応募時に作成いただく防犯カメラ管理運用規定に基づき維持管理を行っていただきます。特に録画映像については、個人のプライバシーの問題もあることから、厳重に管理していただく必要があります。また、設置後は電気代などの維持管理費等も継続的に必要となりますので、設置については地域団体内でよく話し合ってください。

----お願い----

防犯カメラ設置補助事業を利用して設置した防犯カメラについて、設置電柱の抜柱や家主の変更等やむを得ない理由で移設や撤去が必要となった場合は、事前に危機管理室へご相談ください。

その他防犯カメラ補助制度のお知らせ

● 防犯カメラ修繕費補助事業

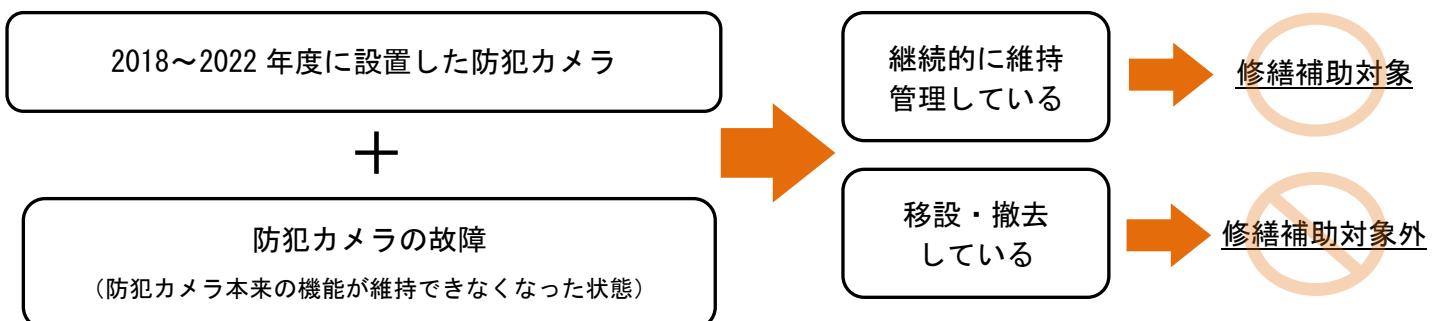
防犯カメラ設置補助事業で2018（平成30）年～2022（令和4）年度に設置した防犯カメラが故障した場合、修繕する費用の一部を補助します。（※予算の上限に達し次第終了します。）

補助額 1カ所あたり5万円（上限）

補助対象経費 防犯カメラ設置補助事業により設置した防犯カメラの修繕に係る経費

※防犯カメラの保守点検や消耗品（SDカード等）、更新（取替え）に係る経費は対象外です。

※過去に本事業を活用して修繕をした機器は対象外となります。



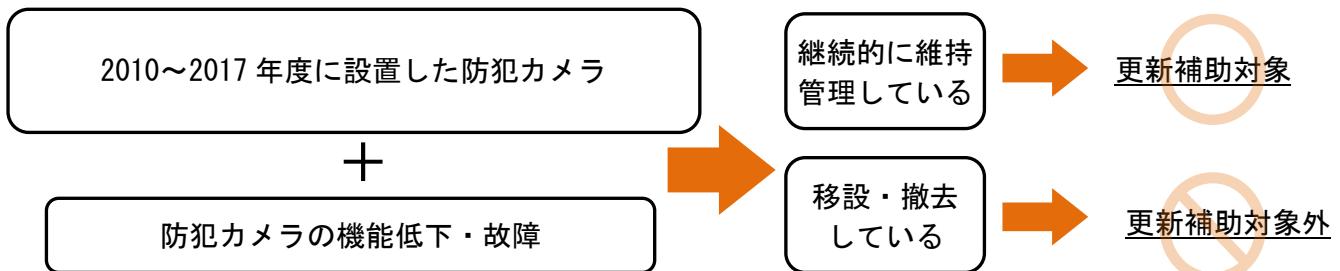
● 防犯カメラ更新設置補助事業

防犯カメラ設置補助事業で2010（平成22）～2017（平成29）年度に設置した防犯カメラを更新する際の費用の一部を補助します。（※予算の上限に達し次第終了します。）

補助額 1カ所あたり11万円（上限）

補助対象経費 防犯カメラ設置補助事業により設置した防犯カメラの更新（購入、取付、撤去等）に係る経費

※過去に本事業を活用して更新をした機器は対象外となります。



各補助事業の詳細は神戸市ホームページにてご確認ください。

問い合わせ

神戸市総合コールセンター

電話：0570-083330 または 078-333-3330（年中無休、8:00～21:00）

FAX：078-333-3314

応募窓口

神戸市危機管理室（〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号）